

『教行信証』所引の

『弁正論』解説上の諸問題

藤 場 俊 基

一、『教行信証』所引の『弁正論』解説の必要性

親鸞自筆である現存の『顕浄土真実教行証文類』いわゆる「坂東本」は「化身土巻」が「本・末」に分冊されている。しかし、「坂東本」に極めて近いところで成立した写本とされる「西本願寺本」および「専修寺本」はともに分冊されていない。また近年の書誌学的研究成果によれば、「化身土巻」「本・末」の分冊は晩年、専修寺本の祖本が書写されたと推測される親鸞八三歳後半以後に行われたものである。しかも「分冊を余儀なくされたのは、『大集経』の卷子本を切り貼りして綴じ込んだためである」とする赤松俊秀氏の説など、内容上の必要から巻を分けたというよりも、むしろ物理的な理由を挙げた説が有力である。したがって、「坂東本」成立史の上からは、執筆当初から晩年にいたるまで、「化身土巻」は未分冊であり、後に書物の形式上は分冊されたが、内容的には連続した記述と見ていく必要がある。

いわゆる「本・末」の記述の連続性は、書誌学的見地からのみではなく、詳細は省略するが、記述内容からも見ても、いわゆる「本巻」の「玄忠等の和尚」の文の直前にある「聖道浄土の真仮を顕開して邪偽異執の外教を教誡す」と、いわゆる「末巻」の冒頭に置かれる「夫れ諸の修多羅に拠つて真偽を勘決して外教邪偽の異執を教誡せば」の二文は、「興福寺奏状」の「幾の内証を以

て教誡示導するや」に対応していると思われる「教誡」をキーワードとして対をなしており、密接な相補関係にあるといえる。したがってそれに続く引文証の考察においても二つの「教誡」の連関を念頭におく必要がある。

「第一の教誡」に続く引文には「玄忠寺の和尚」の文の他に、「最澄製作」と明記したうえで『末法燈明記』が、全体の相当部分にわたって引用されている。しかし、その引用は特異な文章・文字の取捨あるいは訓点の改変が見られ、最澄の撰述意図とはかなり異なった親鸞独自の問題意識を見ることができるとともに「親鸞における現代（＝末法世）の仏弟子論」という重要なテーマが展開されている。「教誡」で始まる二つの引文群の連関に留意するならば、「第二の教誡」に続く文、いわゆる「末巻」とよばれている部分についても、そこまでの記述と少なくとも同程度の関心と注意が要請される。

『大集経』挿入時期と「本・末」分冊時期の相関関係については断定できないが、『大集経』の大部分は初期執筆後ある程度の期間を経て書写・挿入されたことはほぼ間違いない。『大集経』挿入以前、すなわち執筆当初の構想において、『弁正論』は「第二の教誡」部分の、少なくとも分量的には、主要な構成要素であったといえる。

「第二の教誡」部分は分量的には一分冊を要する程に大部であり、『教行信証』の構成上「玄忠寺の和尚」の文および『末法燈明記』の記述と対比されるべき重要な位置にある。中でも『弁正論』は、単に分量の問題としてのみならず、親鸞の構想においてかなり重要な位置を占めていたことは否定できない。それにもかかわらず従来の『教行信証』解釈あるいは教学的確認においてほ

とんど注目されてこなかった。

一般的に不作為の理由というのは、積極性の度合いに応じて、①意思も能力もあるが状況が許さない。②意思はあるが能力がない、③必要性を認めない、④やらないほうがよいと判断する、などが考えられる。①のごとく外的事情によるものや②のように意思がありながら能力がそれに伴わない場合、そのこと自体は責められるべきではない。しかし③および④のように行為者の否定的意思が介在する場合は、それなりの理由が必要である。

『弁証論』あるいはいわゆる「末巻」全体に広げてみても、それに関する研究は絶対的に少ない。数少ない言及も極めて限定された部分の問題に限られている。杞憂にすぎないとは思いますが、そうした寡黙さが、検討もされないまま「読む必要がない」と判断されたり、その部分を無視したまま他の部分を整合させてしまった結果であるとするならば、『教行信証』解釈に重大な「見落とし」があったことになりはしないだろうか。もしそれが事実であってなおかつそれを放置するならば教学的怠慢の誇りをまぬがれない。たとえ解説を断念するにしても、また不要であると判断する場合でも、内容に対する十分な検討と可能ながざりの解釈を与えた上で結論されなければならないであろう。それはいわば「最低限の手続き」である。

以下紙数の都合により、項目を掲げ問題領域を示すにとどめ、詳細は別の機会に譲りたい。

二、いわゆる「末巻」の文脈の中での『弁証論』の位置づけ

①「日」の字を使用し「論」書の位置づけ（経・論・釈の次第）であるか。

②前後の文脈における主題の展開（特に『起信論』の記述と

の関係）。

三、撰述者の時代背景としての廃仏事件との関係

①撰述者法琳の名の明記―撰述者自身に対する注意喚起。

②「法琳伝」における弾圧の記述―いわゆる「後序」の記述との関連。

四、テキストに関する検討

①親鸞依用本の問題―現存テキストに相互に一致しない部分が多く、『弁証論』の伝承過程において様々なテキストが成立した可能性がある。

②親鸞自筆か否か（別筆説の是非）―自筆である場合何歳頃の筆跡か。

③親鸞の写誤―教行信証所引の『弁証論』には説明のつかない「誤字・脱字」等があまりにも多く、写誤の可能性を完全に無視することはできない。

④親鸞の意図的な改変―親鸞が独自の返点・左右の訓を随所に施すなど何らかの意図の介在の示唆あるいは注意喚気をしていると判断せざるを得ない部分が少ない。

五、原文『弁証論』からの文章の取捨についての検討

六、親鸞の時代状況と撰述意図との関係―玄忠寺の和尚の引文、『末法燈明記』の引用は当時の仏教界の現実状況をふまえた記述として意味を持つ。いわゆる「末巻」において同様に時代背景をふまえる必要があるのではないか

（一九八九年一月二〇日筆了）